

海外転出に関する手続きについて

本日の海外転出の届出に伴って、下記で該当するものがあれば、手続きが必要となりますので、次に行かれる窓口の番号券をエレベーター前の発券機でお受け取りください。

順番どおりにお客様をお呼びできるよう、1つの窓口をご利用されるごとに、番号券を1枚だけお渡しさせていただいています。

担当課・係	場 所	手 続 き 項 目
市民課 年金係	3階	国民年金
医療保険課	3階	国民健康保険 後期高齢者医療 医療費助成制度(子育て支援医療など)
高齢介護課	3階	介護保険(65歳以上の方) 要介護認定・要支援認定
障がい者支援課	3階	身障手帳等
子育て支援課	4階	児童手当(特別)児童扶養手当 保育所制度
税務課	本館1階	原動機付自転車(125cc以下)の登録・廃車
学校教育課	別館1階	小・中学校の手続き
都市整備部 公営企業課お客様係	上植野 浄水場	水道の閉栓等。お電話にてお問合せ下さい。 ☎075-874-3421

海外から帰国した場合における転入届に係る手続き

新しい住所地に引越しをされた日から**14日以内**に、次のものを添えて市区町村役場で転入届をしてください。

○日本人の場合(転入者全員分必要です)

①出入国記録の記載されたパスポート

※コピー不可。自動化ゲートを利用しパスポートに出入国記録が残らない場合は、飛行機搭乗券の半券等の入国日が確認できるものを併せてお持ちください。

②戸籍謄本

③戸籍の附票

※ただし、向日市に戸籍がある方は②③は不要です。

○外国人の場合(転入者全員分必要です)

①在留カード

②世帯主との続柄の確認できる書類 ※詳細はお尋ねください。

○届出人が代理人の場合

上記に加えて、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

☆個人番号カードを申請中の方は、交付申請が取り消されます。

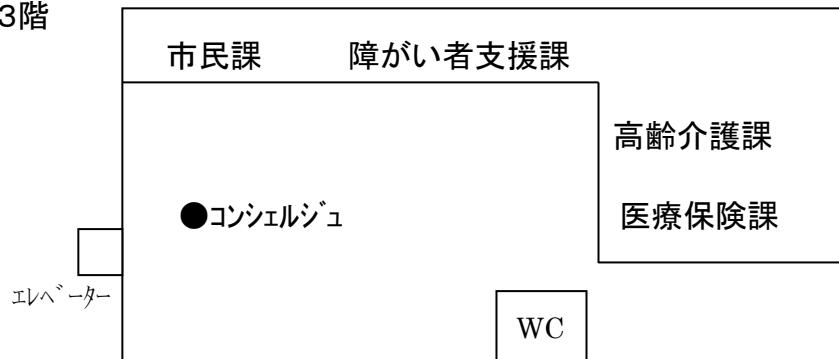
☆個人番号カード、住基カードをお持ちの方は、転出予定日に自動的に廃止になります。

☆向日市で印鑑登録をされていた方は、転出予定日に自動的に廃止になります。

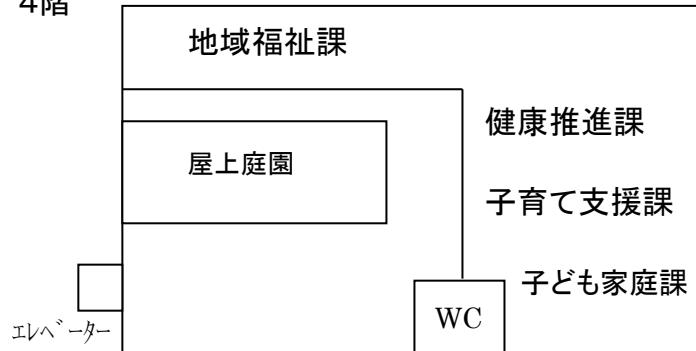
裏面案内図あり

【東向日別館内案内図】

3階



4階



【市役所位置図】

